

ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します(令和8年度)

春日市では、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や、避難経路の確保を目的に、ブロック塀等の撤去を行う人に費用の一部を補助します。

この補助を受けるときは、**事前協議が必要**です。工事の契約前に、市に相談してください。工事着手後の申請又は他の制度の補助を受けている場合は対象になりませんので、ご注意ください。

◆補助の対象

道路に面し、道路からの高さが1メートルを超える「著しく危険」と判定されたブロック塀等(※)を、全部又は一部撤去する工事

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀のことです。

◆補助の金額

撤去に要する経費の3分の2(千円未満切り捨て)又は16万円のいずれか低い方の額となります。

なお、対象となる工事は1敷地(画地)ごとで計算し、予算の範囲内での補助となります。(先着順)

※その他条件があります。

◆申請書受付期間など

令和8年度分については、**令和8年11月13日(金)まで**受付を行っています。

補助金の対象となった場合、実績報告書等は**令和9年1月29日(金)まで**に提出することが必要ですのでご注意ください。

補助金の申請手続きについては、裏面をご覧ください。

紙面の都合上、省略している部分がありますので、詳しくは、問合せ先までご連絡いただくか、市ウェブサイトをご覧ください。

《事前協議及び問合せ先》

春日市 都市計画課 計画担当

春日市原町3丁目1番地5

TEL 092—584—1111

FAX 092—584—1143

E-mail tosi@city.kasuga.fukuoka.jp



春日市ブランドイメージ

みんなで
春をつくろう

手続きの流れは次のようになります。

事前相談

都市計画課計画担当へご相談ください。随時受け付けています。
撤去を予定されているブロック塀等が補助対象となるかを現地にお伺いして確認するため、日程を調整させていただきます。

現地調査

補助の要件に合致しているかを確認し、ブロック塀等の延長、高さ等を確認します。
「著しく危険」と判断された場合、補助金交付の対象となります。

補助金の申請

補助金交付申請書と次の添付書類を、都市計画課計画担当へご提出ください。

■添付書類■

- (1) 位置図(ゼンリン等に対象敷地及び対象ブロック塀の位置を記載したもの)
- (2) 工事の概要が分かる図面(撤去の長さ、高さ、方法、範囲)
- (3) 一部撤去する工事においては、撤去後の診断カルテ(70点以上であるもの)
- (4) 工事前の全景写真(カラー写真かつ補助対象範囲を記載したもの)
- (5) 工事見積書の写し(金額の内訳及び補助対象内外が分かるものを含む)
- (6) 市税に滞納がないことを証明できるもの(申請日前30日以内に交付されたもの)
- (7) 誓約書(別紙1)
- (8) 所有者等が2者以上又は管理者の場合は、承諾書(別紙2)
- (9) その他市長が必要と認めるもの

補助金申請の審査・補助金交付決定

補助金交付申請書を受付後、内容を審査し問題がなければ、市から補助金の交付決定書を送付します。

※補助金交付の決定を受ける前に、工事の契約及び工事着手をしないでください。

工事の着工

補助金の交付決定後、工事に着手してください。

工事完了、実績報告書の提出

工事完了後30日以内又は、**令和9年1月29日まで**のいずれか早い日までに、実績報告書と次の添付書類を都市計画課計画担当へご提出ください。

■添付書類■

- (1) 工事請負契約書及び領収書の写し
- (2) 工事後の全景写真(カラーかつ補助対象範囲を記載したもの)
- (3) 診断カルテの結果(70点以上であるもの)※一部撤去のみ
- (4) その他(工事の内容により追加書類を提出していただく場合があります。)

補助対象工事内容調査確認、補助金交付額の決定

提出された書類の内容を審査し、問題がなければ市から補助金額確定通知書及び補助金交付請求書を送付します。

補助金の請求・支出

補助金交付請求書に必要事項を記入し、都市計画課計画担当へ提出してください。
通常、請求から口座への振り込みまで1ヶ月程度かかります。